

# 消費税率変更に伴う CI-NETの対応例

---

2013年8月7日

一般財団法人 建設業振興基金  
建設産業情報化推進センター  
情報化評議会

# 1-1. 消費税率の改正について

## ■ 消費税率の引上げ

- ◆ 消費税率及び地方消費税率について、以下の施行日より引き上げられることが決定している(ただし、経済状況等により施行が停止される可能性がある)。
  - 平成26年4月1日:8%
  - 平成27年10月1日:10%

## ■ 税率引上げに伴う経過措置

- ◆ 改正後の税率(以下、「新税率」という)は、施行日以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用され、施行日より前に行われた資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税については、改正前の税率(以下、「旧税率」という)が適用されることとなる。
- ◆ ただし、施行日以後に行われる資産の譲渡等のうち、次ページに示す一定の条件を満たすケースについては、旧税率を適用するなどの経過措置が講じられる。

## 1-2. 経過措置の対象（建設業に関するもの）

### ■経過措置の対象となるもの

- ◆工事請負契約（「売り建て」の住宅工事部分、マンション等の売買契約に係る購入者指示による内装変更等（要確認）を含む）
- ◆資産の貸付け（リース等） ※ただし、以下の「①及び②」又は「①及び③」に掲げる要件に該当する場合。経過措置期間（指定日～施行日）に対価の額が変更された場合は無効（対象外）となる。（改正法附則5④、改正令附則4⑥）。
  - ①当該契約に係る資産の貸付けの期間及び当該期間中の対価の額が定められていること。
  - ②事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。
  - ③契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないことその他対価に関する契約の内容が政令で定める要件に該当していること。
- ◆役務提供契約 ※ただし、以下の条件を満たす場合
  - ①役務提供の対価の額が定められていること。
  - ②事業者が事情の変更その他の理由により、対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

## 1-2. 経過措置の対象(工事の請負に関する事項1)

### ■ 工事の請負等に関する税率等の経過措置(改正法附則第5条第3項)の対象となるもの

- ◆ ① 工事の請負に係る契約
  - 日本標準産業分類(総務省)の大分類の建設業に分類される工事につき、その工事の完成を約し、かつ、それに対する対価を支払うことを約する契約(経過措置通達10)。
- ◆ ② 製造の請負に係る契約
  - 日本標準産業分類(総務省)の大分類の製造業に分類される製造につき、その製造に係る目的物の完成を約し、かつ、それに対する対価を支払うことを約する契約(経過措置通達11)。
  - (注) 製造物品であっても、その製造がいわゆる「見込み生産」によるものは「製造の請負に係る契約」によって製造されたものにはならない。
- ◆ ③ これらに類する契約
  - 測量、地質調査、工事の施工に関する調査、企画、立案及び監理並びに設計、映画の制作、ソフトウェアの開発その他の請負に係る契約(委任その他の請負に類する契約を含む)で、仕事の完成に長期間を要し、かつ、当該仕事の目的物の引渡しが一括して行われることとされているもののうち、当該契約に係る仕事の内容につき相手方の注文が付されているもの

## 1-2. 経過措置の対象(工事の請負に関する事項2)

### ■経過措置の対象となる「工事の請負」に該当するもの

#### ◆「工事の請負に係る契約」に該当するもの

- 「売り建て」の住宅工事部分
- マンション等の売買契約に係る購入者指示による内装変更等
- 機械設備等の販売契約における一条項として据付工事に関する定めがあり、かつ、当該契約においてその据付工事に係る対価の額が合理的に区分されているときの据付工事部分

#### ◆「その他の請負に係る契約」(委任その他の請負に類する契約を含む)に該当するもの

- 以下のうち、仕事の目的物の引渡しが一括して行われることとされているなど一定の要件を満たすもの(改正令附則第4条第5項)
  - 修繕、運送、保管、印刷、広告、仲介、技術援助、情報の提供に係る契約
  - 検査、検定等の事務処理の委託、市場調査その他の調査に係る契約

#### ◆「建物の譲渡を受ける者の注文」に該当するもの(改正令附則第4条第5項)

- 建物の内装……畳、ふすま、障子、戸、扉、壁面、床面、天井等
- 建物の外装……玄関、外壁面、屋根等
- 建物の設備……電気設備、給排水又は衛生設備及びガス設備、昇降機設備、冷房、暖房、通風又はボイラー設備等
- 建物の構造……基礎、柱、壁、はり、階段、窓、床、間仕切り等

## 1-2. 経過措置の対象(工事の請負に関する事項3)

### ■経過措置の対象となる「工事の請負」に該当しないもの

#### ◆売買契約

- 資材調達
- 建売住宅、マンション、中古住宅等の販売

#### ◆役務提供

- 月極めの警備保障又はメンテナンス契約

#### ◆リース契約

- 所得税法又は法人税法上、売買(資産の譲渡)として取り扱われるリース取引。

## 1-3. 経過措置の適用を受ける工事であることの通知

■経過措置の適用を受ける場合、工事請負契約の受注者は、「経過措置の適用を受ける旨」及び「適用を受けた部分に係る対価の額」を発注者に書面で通知すること。（改正法附則5⑧）

- 通知をしたかどうかは、経過措置の適用関係に影響するものではなく、通知義務を遵守しなかった場合の罰則も設けられていないが、受注者側で旧税率により売上計上した部分は、発注者側でも旧税率により仕入税額控除をすることとされているため、後のトラブルを避けるため、経過措置の適用を受けた場合には、受注者は発注者に対し、経過措置の適用を受ける旨及び適用を受けた部分に係る対価の額を書面により通知する必要がある。

### ◆記載項目

- 通知書を作成する事業者の氏名・名称、住所、電話番号
- 請負工事の内容
- 経過措置の根拠条項（改正消費税法附則第5条第3項）
- 請負金額
- 相手方の氏名・名称、コメント

### ◆記載する書面

- 見積書、契約書、請求書、その他の書類のいずれでもよい。

## 1-3. 経過措置の適用を受ける工事であることの通知

### ■手続き上の対応: 以下に注意すること。

- ◆見積書の「有効期限」、契約書の「契約日」を明記。
- ◆契約書に「①経過措置が適用される工事であること」、「②実際の引渡日に応じて消費税が変更されること」、「③引渡遅延や契約変更により消費税額が変更されること」を明記。
- ◆契約書に「引渡の時期」や「引渡の確認方法」を明記。  
※法律上では請負契約の[完成・引渡時期]に関する条文がないことから、「工事完了後の完了確認が遅れた場合」や「支払時に留置権を行使され引渡しが遅延した場合」等の対応も明記しておく。

### ■CI-NETでの対応: 以下に記載することが考えられる。

- ◆対象メッセージ: 購買見積回答、注文請け、出来高、請求メッセージのいずれか
- ◆対象データ項目: [1014]送り状案内
  - (注)これ以外の項目は、発注者が使用しているケースがあり、これを変更することは認められないため、使用不可。

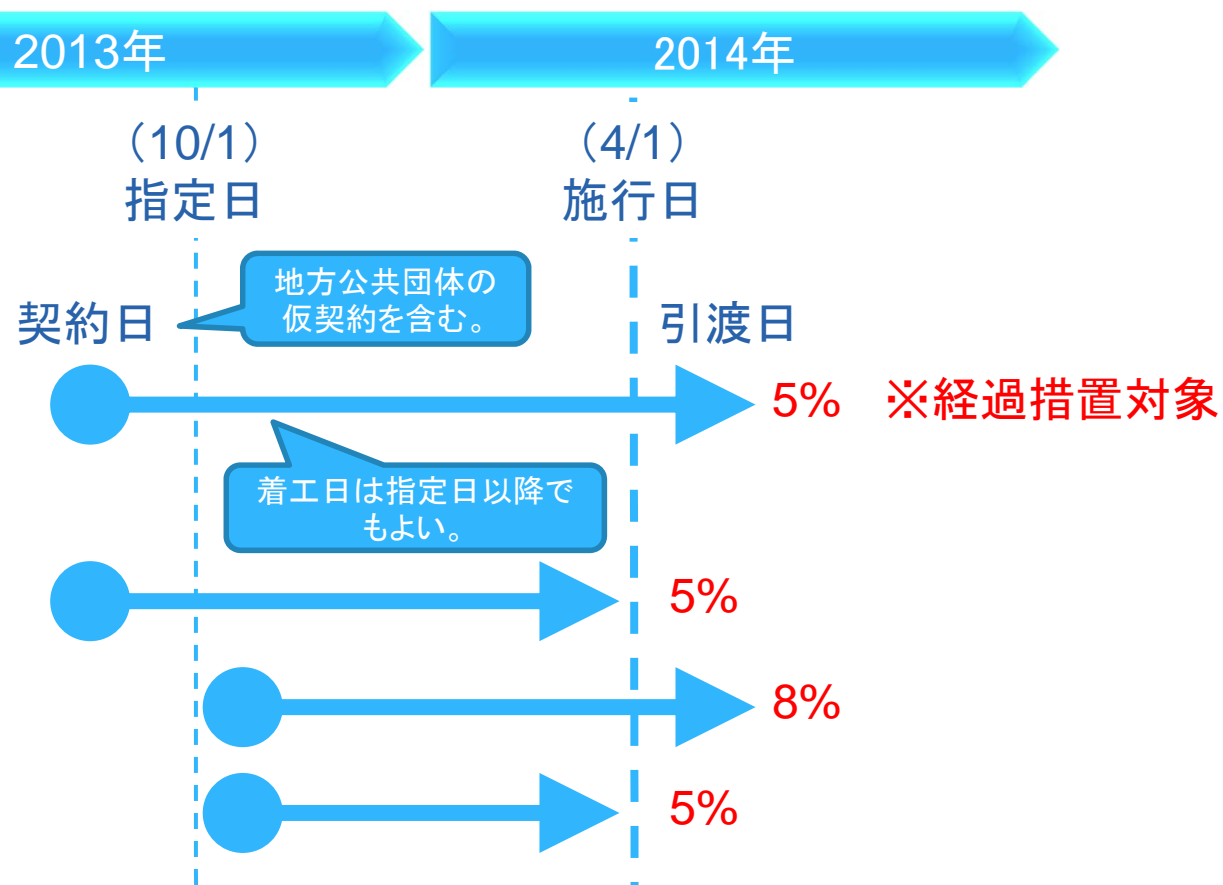


## 2. 税率の考え方

消費税率は契約日と引渡日により次の通り決定する。

契約日	引渡日	税率
指定日(平成25年10月1日) より前	施行日(平成26年4月1日) 以降	5% <small>(経過措置対象)</small>
指定日(平成25年10月1日) より前	施行日(平成26年4月1日) より前	5%
指定日(平成25年10月1日) 以降	施行日(平成26年4月1日) 以降	8%
指定日(平成25年10月1日) 以降	施行日(平成26年4月1日) より前	5%

## 2. 税率の考え方



## 3-1. CI-NETでの措置

### ■前提条件

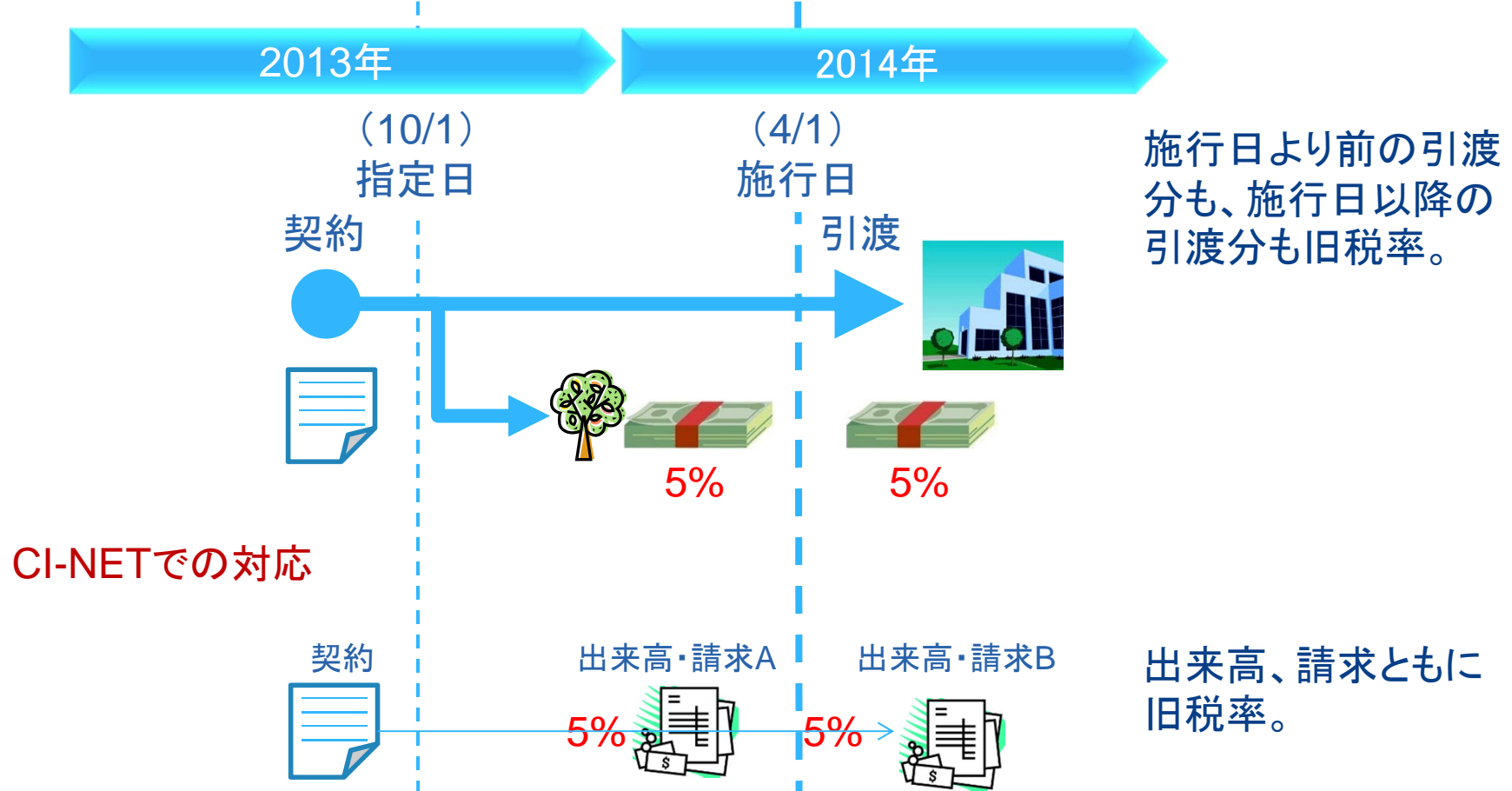
- ◆ 現在のCI-NETの規約(仕様)では、同一の契約に複数の税率を持つことはできない。

### ■措置

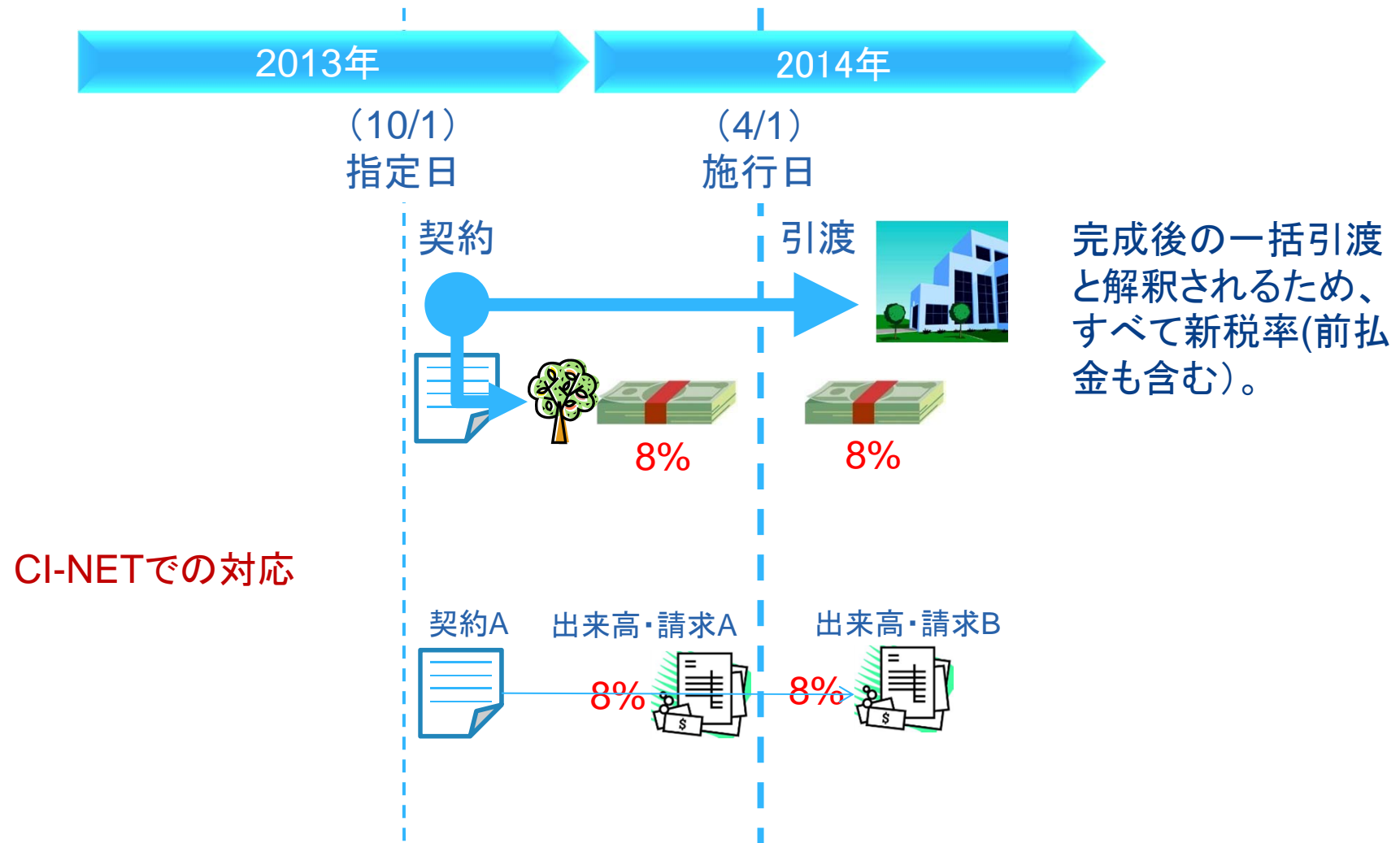
- ◆ 今回の改正では、同一の契約で追加工事が発生した場合、複数の税率が適用される場合がある。  
この場合、CI-NETでは本契約と追加契約を別の契約として対応することとなる。
- ◆ 以下は複数税率が存在し得るケースを含めて、CI-NETでの対応例を、参考として整理したものである。  
なお、実際の経理処理については、各社経理部門及び取引企業と相談の上、対応いただく必要がある。

## 3-2. CI-NETでの対応例

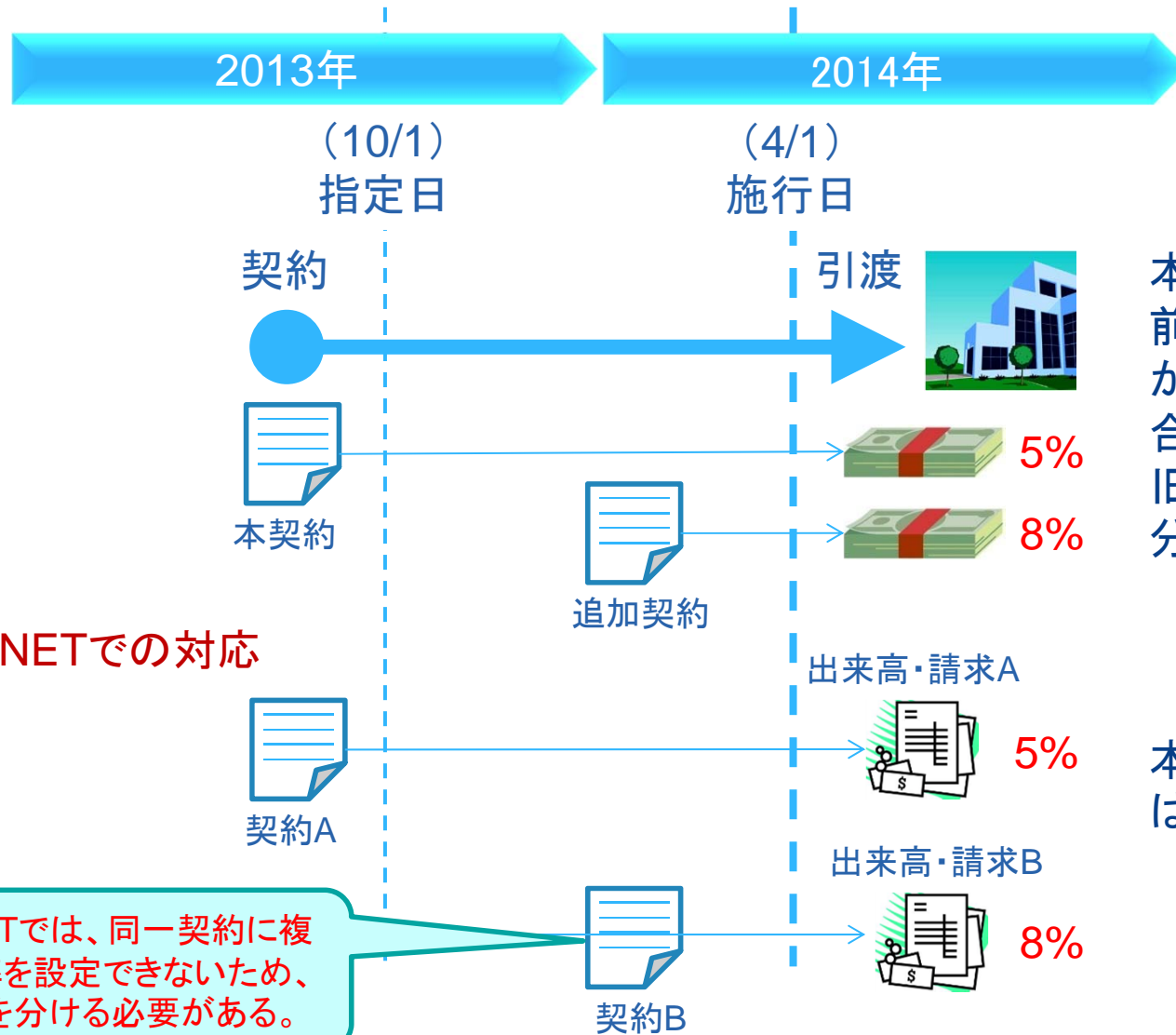
### (1) 経過措置により消費税5%が適用される場合



## (2) 施行日以降の引渡で消費税8%を適用する場合



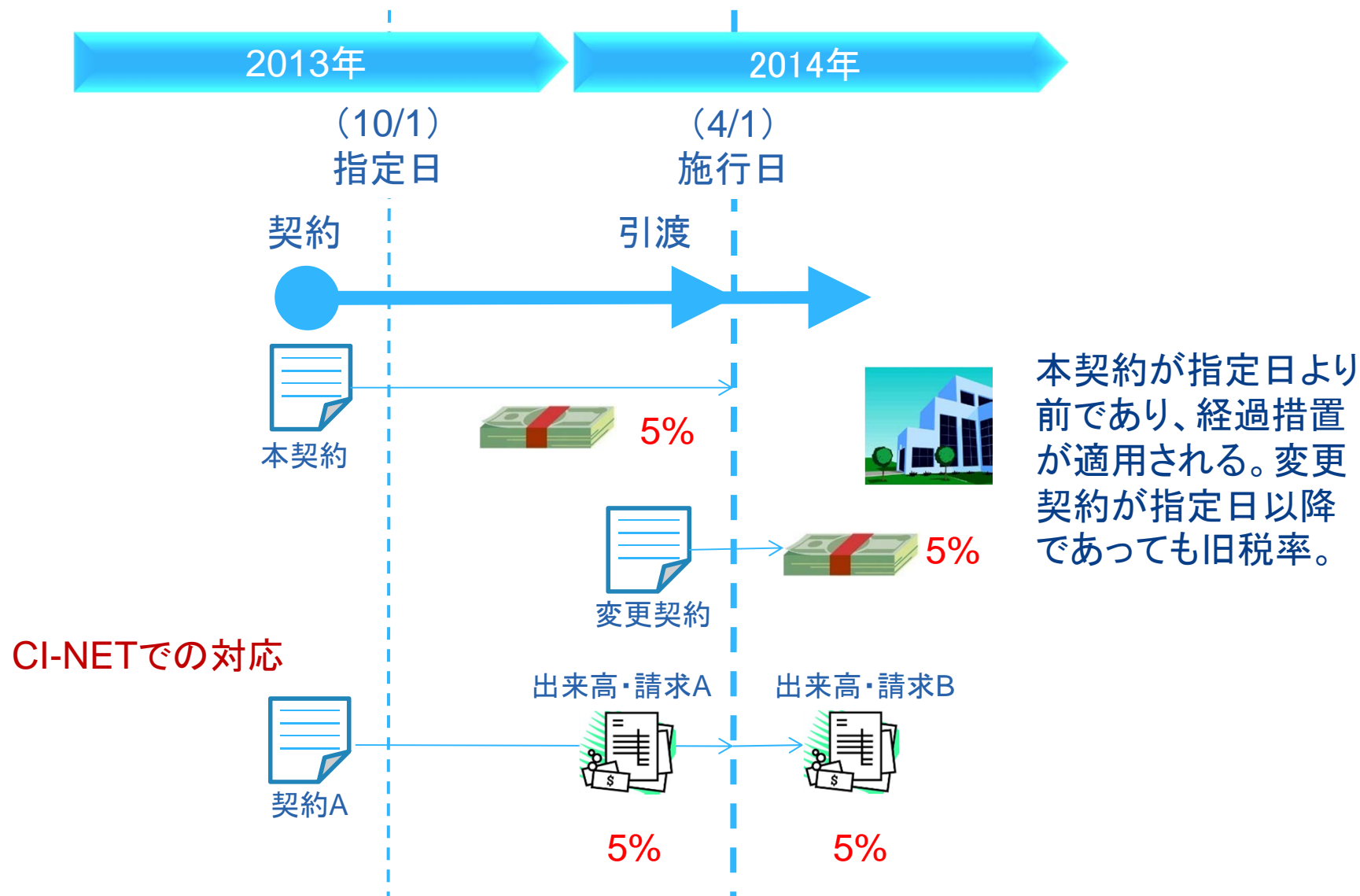
### (3) 追加契約が発生する場合



本契約が指定日より前であり、追加契約が指定日以降の場合、本契約額分は旧税率、追加契約分は新税率。

本契約と追加契約は、別の契約とする。

## (4) 工期変更に伴う税率の変更がない場合



## (5) 工期変更により税率が変更となる場合

